

○北海道後期高齢者医療広域連合議会事務局設置条例

制 定 平成19年8月7日条例第21号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第138条第2項の規定に基づき、北海道後期高齢者医療広域連合議会に事務局を置く。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。